



つちや通信

2001年12月発行 第24号



秋をいつの間にか通り越して、冬に突入したような最近の冷え込みですが、そろそろ気ぜわしくなる年末がやってきます。皆様のお手元にも、保険会社から控除証明書が届きはじめている頃ではないでしょうか。そう、年末調整の時期です。

基本的な方法は、例年どおりですが、多少改正点がありますのでご注意ください。今回は、年末調整を行う際に最も基本となる点について記載しています。以下を参照して、早めの準備をお願い致します。

《年末調整の対象となるのはどんな人？》

年末調整は基本的に、会社に「**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**」を提出している人の全員について行いますが、中には対象とならない人もいます。対象になるかならないかは以下のとおりです。

【対象になる人】

- (1) 1年を通じて勤務している人、もしくは中途入社で年末まで勤務している人
- (2) 年の中途中で退職した人のうち、
 - ① 本年の中途中で死亡退職した人
 - ② 著しい心身障害のために退職した人で、退職時期からみて年内に再就職ができないと見込まれる人
 - ③ 本年最後の給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④ パートタイマーとして働いている人が退職した場合で、本年中の給与の支払総額が103万円以下である人（他の勤務先から給与の支払を受けると見込まれる人を除く）
- (3) 年の中途中で国外勤務から国内勤務となって帰国した人、及び国外へ転勤のため出国した人（海外で1年以上居住すると見込まれる場合のみ）

【対象にならない人】

- (1) 本年中の主な給与収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 2ヶ所以上から給与の支給を受けている人で税額表の乙欄を適用する人
- (3) 年の中途中で退職した人のうち、上記(2)の①～④に該当しない人
- (4) 非居住者（国内に住所、または1年以上居所を有していない人のこと）
- (5) 日額表の丙欄適用者（いわゆる日雇労働者など）



扶養控除について



年末調整の控除において、よく質問を受けるのが控除対象配偶者及び扶養控除についてです。
その中でも、判断しにくいものをいくつか抜粋してみましたのでご参考ください。

〔控除対象配偶者〕

生計を一にする所得金額が38万円以下の配偶者をいいます。
※ 例えばパート収入が103万円以下である配偶者は該当します。

〔扶養親族の範囲〕

この中の『親族』とは、6親等内の血族、及び3親等内の生計を一にする、所得金額が38万円以下の姻族をいいますが、その他、里子若しくは養護老人も含みます。

〔「生計を一にする」の意義〕

「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうわけではなく、常に生活費や学資金、療養費等の送金が行われている場合も生計を一にしている、ということになります。

〔扶養親族が年の中途中で死亡した場合〕

万一、年の中途中で扶養親族が死亡した場合でも、所得金額が38万円以下であれば扶養控除を受けることは可能です。

〔同居老親等とは？〕

扶養親族のうち、年齢70歳以上の人を**老人扶養親族**といいますが、
その中でも、給与の支払いを受ける人又はその配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）で、
その給与の支払いを受ける人又はその配偶者のいずれかと同居している人を**同居老親等**といいます。同居老親等か否かで、控除額が異なりますのでご注意を！

※普段は同居しているが、現在病気の為たまたま入院していて別居状態の場合や、
同一の敷地内にある別棟の建物に居住している（食事等、日常生活は共にしている）
場合は**同居老親等**とみなします。

〔特定扶養親族とは？〕

扶養親族のうち、昭和54年1月2日から昭和61年1月1日までの間に生まれた人をいいます。生年月日にて判断してください。

※本年も20%（控除限度額25万円）の定率減税が実施されます。

※裏面に通勤手当の非課税限度額あり

【 1ヶ月当たりの通勤手当の非課税限度額 】

区分	課税されない金額
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の金額 (最高限度額 100,000円)
②自転車や自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当	片道2km未満 全額控除
	片道2km以上10km未満 4,100円
	片道10km以上15km未満 6,500円
	片道15km以上25km未満 11,300円 (運賃相当額が11,300円を超える場合はその運賃相当額) 最高限度額 100,000円
	片道25km以上35km未満 16,100円 (運賃相当額が16,100円を超える場合はその運賃相当額) 最高限度額 100,000円
	片道35km以上 20,900円 (運賃相当額が20,900円を超える場合はその運賃相当額) 最高限度額 100,000円
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の金額 (最高限度額 100,000円)
④交通機関又は有料道路を利用する他交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用乗車券	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度額 100,000円)